

令和3年4月1日

## 脱退一時金の支給要件の改正について

令和3年4月1日に、改正確定拠出年金法及び同法施行令が施行され、脱退一時金（確定拠出年金法附則第3条）の支給要件の1つである通算拠出期間が、「1月以上3年以下」から「1月以上5年以下」へと緩和されました。

この改正は、最後に確定拠出年金（企業型確定拠出年金または個人型確定拠出年金（iDeCo）のいずれか。以下同様。）の加入者資格を喪失した日から2年以内の方であれば適用されます。

### 【通算拠出期間】

確定拠出年金の加入者期間を合算した期間（但し、個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入者期間は、掛金を拠出した期間に限る）。

確定拠出年金以外の他の企業年金制度等からの資産が移換された場合、確定拠出年金の加入者期間に算入された期間。

### 【脱退一時金（附則第3条）の支給要件】

国民年金保険料の納付免除等の承認を受けている方で、下記の要件1～4を全て満たす方のみ受給可能です。

※障害基礎年金等の受給権者であること、国立保養所等の入所者であること、出産前後の一定期間に該当することのいずれかにより国民年金保険料の免除を受けている方は除きます。

1. 確定拠出年金の障害給付金の受給者ではない
2. 最後に企業型確定拠出年金の資格を喪失した日から2年以内である
3. 企業型確定拠出年金の資格喪失時に脱退一時金を受給していない
4. 通算拠出期間が5年以下、または年金資産が25万円以下のいずれかを満たす

※ 個人型確定拠出年金（iDeCo）、または企業型確定拠出年金にも別の口座をお持ちの場合は、それら口座の期間・資産を合算した上で要件を満たしているか判定することとなります。

※平成28年12月31日以前に企業型確定拠出年金の加入者資格を喪失し、かつ平成28年12月31日時点で加入者資格を喪失している状態の方への経過措置として適用されている脱退一時金の支給要件の変更はございません。